

Title	「明和の改正」についての研究
Author(s)	橋場, 夕佳
Citation	大阪大学, 2014, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/33849">https://doi.org/10.18910/33849</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 論文内容の要旨

氏 名 （ 橋 場 夕 佳 ）	
論文題名	「明和の改正」についての研究
論文内容の要旨	
<p>十五世観世大夫元章（享保七年〔一七二二〕～安永三年〔一七七四〕）が中心となって、田安宗武（正徳五年〔一七一五〕～明和八年〔一七七七〕）の指導のもと行われた能楽改革は、「明和の改正」として知られ、従来の詞章を大幅に改訂した所謂「明和改正謡本」の刊行、それに伴う間狂言の改革、新たな小書(特殊演出)の創案など、観世大夫が取り組んだ能のトータルプロデュースであったと言える。</p> <p>「明和の改正」をめぐるのは、近年飛躍的に研究が進展し、田安宗武については、中尾薫氏の一連の研究によって、それまで考えられていた後援者的立場と言うよりは、実際の改訂を指導する立場で大きな役割を果たしたことが明らかとなり、加藤枝直についても、詞章改訂の根幹に関わる改訂提案者として、「明和の改正」への関与の度合いが再評価されるに至っている。現在では、冒頭に述べたように、宗武を指導者として、加藤枝直などの提案者と共に、観世大夫元章が取り組んだ能全体にわたる改革というのが「明和の改正」であると認識されている。また、平成18年度より始まった「観世文庫所蔵能楽関係資料のデジタル画像化と解題目録作成に向けた総合的研究」の成果により、同文庫の資料の再整理とデジタル画像化が「明和の改正」研究に大きな成果をもたらしつつある。ひとつは、同文庫所蔵資料の再調査によって、これまで知られていなかった「明和の改正」関連の資料が多数見出されたことである。それらを踏まえた同関連の研究は、論集として発表される予定である（『観世元章の世界』平成25年3月刊行予定）。もうひとつは、同文庫所蔵資料の画像公開(観世アーカイブ)により資料の閲覧が容易となったことで、このことは「明和の改正」研究のみならず能楽研究全体に大きく貢献することとなるであろう。このような研究状況のなかで、本論文では、「明和の改正」について、詞章改訂、演出、間狂言という三つの要素からこれを論じていくものである。</p> <p>第一章では、明和改正謡本における『伊勢物語』を素材とした作品である《井筒》《杜若》《小塩》《雲林院》及び独吟《葛の袴》を取り上げ、その詞章改訂を中心に考察する。明和本の改訂作業が行われたと考えられている田安家において、旧来の『伊勢物語』理解—これらの作品の背景にある中世の『伊勢物語』古註釈の流れを汲む理解—を打破する新しい註釈が成立して間もない頃、当時にあつては最新の学問的成果を反映して改訂されたのがこれらの作品である。宗武はもちろんのこと、宗武に和学御用として仕えた賀茂真淵も間接的に詞章改訂に影響を及ぼしており、その解釈や考証の成果は、能の詞章のみならず、演出や装束、間狂言にまで反映されている。第二章では、こうした環境の中で「明和の改正」に取り組んだ元章が、刊行された明和本に施した書入(観世文庫蔵『明和改正謡本改装本』の書入)の内容について検証した。各詞章の典拠を書き留める姿勢は、作品の典拠に忠実に改訂する明和本の方針と通じる。また、演能記録についての書入は観世家に伝わる謡本への書入をさらに考証し、整理しようとするものであった。</p> <p>第三章では、「明和の改正」の演出面での改革、小書の創案について、同改正で創案されたと考えられる小書《富士太鼓》「現之楽」、《杜若》「恋之舞」を中心に検証している。「明和の改正」において創案された小書は、その大部分が現在の観世流に受け継がれているが、演出内容は創案当時のものと異なっている場合も多く、諸資料により創案当時の演出を再現し、その意図を検証した。各演出の意図は次のようなものである。《富士太鼓》の小書「現之楽」は喜多流の演出(現在の「狂乱之楽」)を取り入れつつ、そこに橋掛かりにおいて、亡き夫の形見である太鼓を見込むという具体的な演技を加えることで、夫を討たれた富士の妻の思いを表現している。同演出は、詞章改訂によって作り出されたとも言える作品解釈に連動するものである。《杜若》の小書「恋之舞」は橋掛かりにおける水鏡の所作が、業平への恋慕を表現する。明和本《杜若》が、かきつばたは業平の思い人である二条の後の形見であるとするなどの中世における伊勢物語理解を完全に削除していることは、第一章において触れているが、「恋之舞」の小書が付くと、本来《杜若》の骨子であるはずの第六段の詞章を全て省略することにより、杜若の精であり、陰陽の神業平でもあり、二条の後でもあるという重層的なシテの性格も、業平ゆかりの三河國八橋に現れた杜若の精へとより単純なものに変化している。このようにして絞り込まれた主題を、さらに明確に表現しているのが「恋之舞」の演出で</p>	

あった。いずれの場合においても、詞章改訂によって明確に打ち出された主題があり、それを象徴する演技を取り入れることで、主題を可視化する方法は、それまでの秘伝的な小書と大きく異なる。柳瀬千穂氏の紹介する書付『田安 於御屋形御面写数 御謡本章数御咄之事共承り候趣色々御意を書留<sup>レ</sup>』は、演出改革の「前史」と言うべき取り組みが、既に元章の父・清親の時代から始められていたことを明らかにしているが、この前史的取り組みと本章で取り上げた小書とは、一曲の主題やモチーフをめぐる演技という点で本質的につながることを述べた。また、「現之楽」は後にその源となった喜多流の演出へと影響しており、「恋之舞」は、宝生流の「澤辺之舞」へと影響を与えている。このように「明和の改正」において創案された小書は、現在の観世流のみならず他流の小書へ波及しており、能の演出史上においても「明和の改正」が及ぼした影響は甚大であると言える。

第四章、第五章は、明和本に合わせたワキやアイのセリフを集成した『副言巻』に関する研究である。『副言巻』は、能の前場と後場にはさまれた間ノ段におけるワキとアイのセリフ・語りが大半を占めるため、同書の内容を考察することは、「明和の改正」に取り組んだ元章や宗武、その周辺が間ノ段をどのように捉えていたのか、能において間ノ段はどうあるべきであると考えていたのかという問題を考察することになる。まず、第四章では、同書の成立に誰がどのように関わっていたのかという問題を考えた。『副言巻』は、これまで特異なセリフと語りを持つ台本だけに、間狂言史において孤立した存在であると考えられていたが、同書所収の《難波》《石橋》のアイのセリフや語りが観世流座付きの狂言方・鷺流の間狂言台本である文化賢茂本の一部と共通することを指摘した。こうした本文の合致に加えて、鷺仁右衛門が田安家に出入りしていたと読める『田藩事実』の記事から、少なくとも上演の段階では関わっていたのではないかと推定した。『副言巻』と宗武、元章の関わりについては、両者の間でやりとりされた書付『生田敦盛佐詞短様』（観世文庫蔵）により、具体的な作業の様相を捉えた。同書付は《生田敦盛》のようなはじめのワキの詞が長いものは短くし、ワキの意向にまかせて略様にも常のごとくにしてもよいのではないかという宗武からの提案とともに、簡略にした「生田敦盛」のワキの名乗りを示したものである。これに対し、元章側からは難解な言葉について問い合わせている。この資料からは、改訂の指針だけでなく、具体的なセリフの提案を宗武の側から示す場合があったことが読み取れる。また、添えられた文言からは、宗武側が示している簡略型のセリフが、『副言巻』に収める心積もりで書かれている可能性を示した。第四章における『副言巻』周辺についての考察を経て、第五章では、『副言巻』の《朝長》《敦盛》《海士》のアイを検証した。前場と後場の間に差し挟まれる間狂言は、そもそもは能と一体のものであったはずであるが、複式夢幻能において、当地の者(アイ)が能に関連した事柄をワキに語って聞かせるというアイ語りは、狂言方が独自に発展させてきた語りが、能と演劇的には乖離してしまっていることもままあった。アイ語りは能から独立して鑑賞の対象となっていたのである。そのような状況において、能全体の改革に取り組んだ「明和の改正」での、間狂言を能の一部と見なし、能のドラマをサポートするものへと改訂する『副言巻』の方向性は、当然と言えば当然の帰着であったとも言える。前章の《難波》《石橋》のアイについても、能全体の演出との兼ね合いからアイを整備する意図が『副言巻』にあったことを指摘したが、《朝長》《敦盛》のアイにも、能とのバランスを取る工夫や、アイの定型化ゆえに生じた劇としての不自然さを解消する工夫が見られた。さらに、《海士》のアイは主人公である海士の人物造型を補足するものであった。

以上に述べた各章の内容からも明らかのように、「明和の改正」は、田安宗武の指導のもと、観世大夫元章を中心にして取り組まれた、詞章改訂、演出、間狂言に及ぶ能のトータルプロデュースであった。その改訂の傾向に、従来から指摘される国学的・術学的要素はもちろんあるものの、それも当時の作品理解の反映である。作品解釈によって詞章を改訂し、主題を明確に表現する演出を創案する。さらに、その能に合わせた間狂言を作り上げるという「明和の改正」の取り組みは、古典芸能としての能のひとつの在り方として有り得るべき試みであり、それは現在の能楽にとっても参考にすべき指針を提示している。

## 論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 ( 橋 場 夕 佳 )			
	(職)	氏 名	
論文審査担当者	主 査	大阪大学 教授	永田靖
	副 査	大阪大学 教授	市川明
	副 査	大阪大学 講師	中尾薫
<b>論文審査の結果の要旨</b>			
以下、本文別紙			

## 論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 「明和の改正」 についての研究

学位申請者 橋場 夕佳

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	永田靖
副査	大阪大学教授	市川明
副査	大阪大学講師	中尾薫

## 【論文内容の要旨】

本論文は、明和年間、江戸幕府御用役者筆頭の地位にあった 15 世観世大夫元章が中心となり、御三卿田安宗武の指導のもと行われた能楽改革「明和の改正」について、従来の詞章を大幅に改訂した観世流謡本『明和改正謡本』（明和 2 年 [1765] 刊）の詞章改訂、小書（特殊演出）の創案、間狂言の改革の 3 つの視点でとらえ、元章のトータルプロデュースの実態と意義を分析したものである。構成は、序論、第 1 章 4 節、第 2 章 2 節、第 3 章 2 節、第 4 章 2 節、第 5 章 2 節、そして結論からなる。

まず第 1 章では、「明和の改正」における『伊勢物語』関係曲一新註との関係を中心に一」と題して、『明和改正謡本』のうち、『伊勢物語』を題材とした《井筒》《杜若》《小塩》《雲林院》、および独吟《葛の袴》《美人揃》について、その改訂状況と意図を検討する。具体的には、謡本改訂の実作業が行われた現場としてこれまで指摘されてきた田安宗武の学問的環境に着目し、とくに宗武の和学御用として侍従していた国学者賀茂真淵の著した伊勢物語注釈書『勢語諸註参解』『伊勢物語古意』と、改訂詞章との比較を行い、その影響関係を分析した。そして、中世の古注釈書の解釈によった伊勢物語に関する詞章について、ことごとく近世以降の新注、とくに真淵注と同意義、あるいは類似の解釈となりうるよう詞章を改訂していることを実証した。

第 2 章「観世大夫元章と『習十番』の書入-《関寺小町》の書入を中心に一」では、元章自身が、謡詞章の典拠交渉、過去の演能記録などを調べ上げ、謡本に書き込んだ『明和改正謡本改装本』（観世文庫蔵 34/1-5/0）の習十番のひとつ『関寺小町』について、まずは書き込まれた典拠文献と改訂との相互関係を検証し、直接の影響関係はみられないものの、伊勢物語注と同様に史実によって能の詞章を解釈しようとする姿勢がみえると結論づける。また、演能記録については、元章編『雲上散楽会宴』のほか、当時一般的に流布していた能役者伝記である『四座役者目録』を参考にしていたことを明らかにした。

第 3 章では、「明和の改正」における演出改革」と題して、「明和の改正」で創案された小書（特殊演出）について、《富士太鼓》の小書「現之楽」と同趣の小書である《天鼓》の「弄鼓之舞」、そして《杜若》の小書「恋之舞」の演出上の効果と改訂詞章との呼応関係、小書成立の背景、および後代への影響を検討する。《富士太鼓》では、謡注釈書として流布していた『奈良土産』にて誤りと指摘された箇所を中心に改訂を施していることを指摘しつつ、喜多流の能伝書である延宝七年（1679）極め『能覚書』に、「現之楽」と同様に橋掛かりを有効活用

した演出が行われていたことを示す記述があることを指摘し、元章が喜多流の演出の影響を受けて「現之楽」や「弄鼓の舞」を創案した可能性があるとする。また、『杜若』については、現在伝わる小書「恋之舞」は元章創始とは異なっており、本来は菖蒲の鬘を付けるものだったことを明らかにし、その理由として古注釈理解によって杜若の精＝二条の後という二重の人格を持つ本来のシテを、新註の理解によって誤りと判断し、シテは杜若の精という単独の存在となるよう詞章を改訂したことと呼応する工夫であると指摘する。また後代に成立した宝生流の小書「沢辺之舞」と、本来のものと形が変わって伝承されている現行の小書「恋之舞」との影響関係についても付言する。

第4章、第5章では、『明和改正謡本』と同時に編纂されたとされる『副言巻』（アイとワキの詞章を収集したもの）をとりあげる。第4章では『副言巻』の成立に御三卿のひとり田安宗武が関与していたこと、鷺流の他の間狂言本から鷺流の影響が強いことを指摘する。第5章では、《朝長》《敦盛》《白水郎（海士）》の間語の内容を分析し、従来の間語とは異なり、能の詞章との重複や矛盾がないよう新たなストーリーを創作していることを指摘し、元章のトータルプロデューサーとしての「明和の改正」の姿を浮かび上がらせた。

#### 【論文審査の結果の要旨】

以上の内容で構成される橋場氏の論文は、400字詰めで326枚と分量としてはそれほど多くないものの、従来指摘されてこなかった新しい角度で「明和の改正」をとらえ直し、テキスト研究に偏ることなく総合的な視野によって新たな研究方法を提示した功績は、重要視されてしかるべきである。また、第3章、および第4章において他流の影響、後代への影響を具体的に指摘した点は、これまで「明和の改正」は観世元章の生前わずか9年あまりに限定される独断的、突発的改革と評されてきた能楽史の理解に修正を余儀なくさせるもので、ここ10年ほどの研究動向と傾向を同じくするものといえよう。第1章において、橋場氏が博士前期課程まで在籍した国文学分野の研究方法をとりつつ導き出した、史実に基づいた新註による詞章改訂という結論は、世界的なりアリズム演劇への移行の萌芽が、18世紀の能楽にも生じていたことを示唆し、演劇史上の意義を見いださる結論であった。また、第3章においては、対象とした曲の小書に注意深く検討を加えつつ、複雑に入り組んだ「明和の改正」以前の演出伝承と以後の演出伝承の変遷、および他流との影響関係を明らかにした。さらにテキスト研究と演出研究その相互関係も考察に加える演劇学的手法を用い、明和の改訂においては史実に基づく改訂が行われていることに加えて、より現実的な劇構成に向けられた改訂が行われていることを明らかにした。ただし、これらの考察においては、問題の複雑さが論文の難解さとなって現れてしまい、説明不足となっている箇所も見受けられ、論文の構成面においてさらなる工夫の余地が残されている。しかしながら、これまでテキスト研究と演出研究が個別に行われてきた能楽研究にとって、総合芸術として能楽を研究する演劇学の視点にのっとった研究の立場を明確にした点は高く評価される。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。